

監事監査報告書

2024年5月24日

学校法人 東京家政学院
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 東京家政学院

監事 青木早苗



監事 渡邊 徹



私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人東京家政学院寄附行為第16条の規定に基づき、学校法人東京家政学院の2023年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは、監査に当たり、学校法人東京家政学院監事監査規則に準拠し、理事会及び評議員会に出席するとともに、内部監査室と連携し、適切に法人の状況を把握することに努めた。また、財産の状況については、会計監査人(アイオーシー監査法人)から監査に関する報告及び説明を受け、計算書類等について検討を加えた。その結果、次のとおり報告する。

1. 学校法人の業務に関する決定及び執行は、所要の手続きのもと行われているものと認める。
2. 学校法人の計算書類等、すなわち資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び収益事業に係る決算報告書(貸借対照表・損益計算書)並びに財産目録は、その収支及び財産の状況を正しく示しているものと認める。
3. 学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められない。
4. 2020年度より理事長が交代し、厳しい経営環境の中で経営及び財務の根本的改革に着手したが、2023年度においては改革の十分な成果を確認することは出来ず、道半ばの状況である。
5. 2023年6月の役員改選を経て新たな理事体制を整え、それまでの運営の方針を見直して2024年度から始まる長期計画を策定し、財務目標及び入学者数目標を明確に定めての取組に着手したところであり、今後、同計画が確実に実施されるよう努力をされたい。

以上